

農業経営改善計画(認定農業者)認定申請にあたっての留意点

◆農業経営改善計画の認定基準

農業経営改善計画の主な認定基準は次のとおりです。
(農業経営基盤強化促進法に則った横手市の認定基準)

1) 認定対象者

- ①横手市内に農地・農業施設等を有し、農業経営を行なっている個人または農業生産法人等

申請書作成にあたっては、
次の点にご注意ください!

農業生産法人の構成員は基本的に
認定農業者になることはできません。
※ただし、法人に貸した農地以外に自己経営部分がある場合は、要件を満たせば認定
できることがありますのでご相談ください。

2) 年齢基準

- ①20歳以上
- ②申請時に70歳以上の方は、次のいずれかを満たすこと
 - ・同居もしくは近隣に住む農業後継者がいること
 - ・農業経営を廃止する際に、経営基盤(農地や施設)の受け手が明確であること

3) 認定要件

- ①5年後の目標年間所得が主な農業従事者1人当たり420万円程度であること
※年間80日以上に従事者が複数いる場合は、1人につき80万円加算した所得額が基準となります。

農作物等の販売収入から諸経費を差し引いた手取り額で、420万円が認定基準となります。

- ②5年後の目標労働時間が主な農業従事者1人当たり2,000時間程度であること

法人申請で、年間従事日数が80日を超える方がいる場合、その方も「主たる従事者」として+420万円(概ね適用)して計算する。

収支計算書を添付する必要がありますので、計算書作成については、地域局や方針作成者(JA担い手支援室)にご相談ください。

◆その他農業経営改善計画策定にあたっての留意点

上記の認定基準のほかに、認定農業者として達成していただきたい指標があります。
(現状がこれらを満たしていない場合は、「条件付認定」となることがあります)

1) 経営規模の拡大

- 次のいずれかを満たす計画であること
 - ・農地集積(所有権移転や利用権設定)、作業受託等による経営面積の拡大
 - ・作目や作型の転換による農業所得の増加

【経営面積の拡大を図る場合】
農地集積等の方法(所有権移転、利用権設定、作業受託等)が分かる計画を立ててください。
【経営面積を現状維持とする場合】
農業所得が向上する作目や作型、具体的な取り組みを記載してください。
⇒原則として現状維持や規模縮小では認定されません。

2) 経営基盤の強化

- ①農業簿記記帳による青色申告を実施すること
- ②農業用地の復旧改良に取り組むこと

「自己保全」の農地がある場合、できるかぎり自己保全地の解消を図る計画を立ててください。

◆再認定を申請しない場合の留意点

- ①水田経営所得安定対策の減収補てん対策(ナラシ対策)に加入する場合は、認定農業者であることが加入要件ですので、再認定を受ける必要があります。
- ②県の農業夢プラン応援事業や制度資金(スーパーL資金、農業近代化資金)を利用している場合は、認定農業者であることが利用要件ですので、再認定を受ける必要があります。